

令和5年度

開発建設部コンプライアンス報告書

沖縄総合事務局開発建設部

令和6年7月

令和5年3月30日に策定した「令和5年度沖縄総合事務局開発建設部コンプライアンス推進計画」の取り組み等の実施状況を、以下のとおり報告する。

令和5年度開発建設部コンプライアンス推進計画

1. コンプライアンス推進体制

(1) コンプライアンス推進本部等【継続】

平成25年3月25日付け設置した「沖縄総合事務局開発建設部コンプライアンス推進本部」（以下「推進本部」という。）と推進本部の決定により平成25年4月22日付け設置した「沖縄総合事務局開発建設部コンプライアンス推進室」によりコンプライアンスの推進及び内部統制の強化を継続して実施する。

○実施状況

・「開発建設部コンプライアンス推進本部会議」を4回（6/15、9/12、12/11、2/26）「開発建設部コンプライアンス推進室会議」を3回（4/28、11/16、1/19）開催し、コンプライアンスの推進と内部統制の強化を図った。

(2) コンプライアンス・アドバイザー委員会【継続】

外部有識者で構成される「沖縄総合事務局開発建設部コンプライアンス・アドバイザー委員会」において、推進計画等の策定に向けた意見、提言を伺い、取り組み等の強化に反映していく。

○実施状況

・「第1回コンプライアンス・アドバイザー委員会」を令和5年12月25日に開催した。また、第2回委員会については、令和6年3月25日に開催し、同委員会における意見・提言等を令和6年度における取り組みに反映する。

(3) 事務所における体制の構築・連携及び強化【継続】

各事務所内に設置された、コンプライアンス推進責任者を補佐するための「コンプライアンス推進室」は、事務所におけるコンプライアンスの強化を効率的・効果的かつ自立的に推進するため、各事務所間で情報共有を行い、取り組みの連携を図る。

○実施状況

・各事務所間でコンプライアンスの取り組みを情報交換し、取り組みの連携を図った。主な取り組みはイントラネットに掲載し、情報共有を行っている。

(4) 本局と事務所との連携の強化【継続】

開発建設部コンプライアンス推進室と各事務所コンプライアンス推進室は、年2回以上合同で会議を開催して情報共有を図り、連携してコンプライアンス推進を図

る。なお、1回目は4月中に開催し、コンプライアンス推進計画の周知・徹底を図り、早期の計画実施に取り組む。

○実施状況

・「開発建設部・事務所合同コンプライアンス推進室会議」を2回開催し情報共有を図った。第1回は令和5年4月28日に開催し、コンプライアンス推進計画の周知・早期の取り組みの徹底を図った。第2回は令和6年1月19日に開催し、推進計画の取り組み状況の報告を行い、また、次年度の推進計画の素案を審議し案を作成するとともに、取り組み内容について説明した。

2. コンプライアンス指導体制の構築

(1) コンプライアンス指導員の育成【継続】

コンプライアンス指導員研修を開催し、コンプライアンスに関する知識と管理能力の向上に取り組みとともに、管理職職員の交流を通し、風通しの良い健全な組織風土の構築を推進する。

(2) コンプライアンス・インストラクターの育成【継続】

① コンプライアンス・インストラクター養成研修を開催し、本局・各事務所におけるコンプライアンス推進活動を計画的かつ着実に実施することを目的として、インストラクターの養成を図る。

② インストラクター育成の一環として、各事務所等におけるコンプライアンス・ミーティング等の開催において、インストラクターを積極的に活用する。

○実施状況

・「開発建設部コンプライアンス指導員研修」として、外部講師により令和5年10月30日に「開発建設部コンプライアンス講習会」を11月20日に「開発建設部ワークライフバランス講習会」を開催した。

・「開発建設部コンプライアンス・インストラクター養成研修」については、令和5年7月18日に開催し、インストラクターの養成を図った。

3. 職員の意識改革に向けた取り組み

(1) 推進本部長等によるコンプライアンス意識の高揚【継続】

① 推進本部長（次長）から全職員（期間業務職員を含む。以下同じ。）に対して綱紀の厳正な保持や法令遵守に関するメッセージを送付し、コンプライアンス意識の高揚を図る。（毎月一回、全職員のパソコン画面にメッセージを表示すると共に、併せてメール配信を行う）

② 推進本部長等本部職員から本局幹部会、事務所長会議等において、随時、綱紀の保持や倫理規程に関する訓辞を行い、職員のコンプライアンス意識高揚を図る。

○実施状況

- ・毎月1回、パソコン画面に推進本部長発信の「コンプライアンスメッセージ」を表示した。昨年度に引き続き一部設問形式にしたことで、職員がコンプライアンス知識についてセルフチェックをすることにより、コンプライアンス意識の向上を図った。
- ・本局幹部会議や事務所長会議等において、推進本部員よりコンプライアンスに関する訓辞等を行った。他機関の不正事案の発生の際は、事案の概要等を周知するとともに、推進本部会議等において事案の詳細について情報提供を行い、綱紀の保持、倫理意識について認識の共有を図った。

(2) 研修等におけるコンプライアンス講義の充実化【継続】

- ① 職員の発注事務における綱紀の厳正な保持を図るため、発注事務に係るコンプライアンス講習を、全ての職員が年1回以上受講できるよう研修や講習会等を実施する。
- ② 新たに採用された職員を対象とした研修において、身近な事案についての伝授等により研修の即効性をさらに高める。
- ③ 職員に対して専門的な知識を付与し、職員の遵法意識をより高める観点から、外部講師によるコンプライアンス講習会を実施する。
- ④ 官公庁等の職員によるコンプライアンス不祥事事例集を作成し、研修や講習会等において活用する。

○実施状況

- ・前述の「コンプライアンス指導員研修」、「コンプライアンス・インストラクター養成研修」に加え、令和5年4月6日に「新規採用職員等研修」、5月30日及び6月7日に「コンプライアンス係長・係員研修」を開催した。
- ・外部講師による講習会等については、令和5年8月14日に「不当要求防止責任者講習会」、令和6年1月22日に「入札談合等関与行為防止法研修会」（1月23日～2月2日は録画研修）を開催した。
- ・公務員による不祥事事例を随時、本局及び事務所へ発信（4月～1月迄12報）した。また、当局及び地方整備局で発生した不正事案については、研修における説明やコンプライアンス・ミーティングのテーマとして取り上げるなど、各職員の綱紀保持を図るために活用した。

(3) コンプライアンス・ミーティングの実施【継続】

- ① 職員相互間でコンプライアンスに関する意見交換を行うことによる関係法令の遵守及び法令の背後にある社会的要請に応える意識の涵養を目的に、全職員を対象としたコンプライアンス・ミーティングを年2回以上実施する。
- ② ミーティングテーマは、本局推進室から共通テーマを提供し、この中から各部署の実情に合わせ、職員が関心の高いテーマを選定して意見交換を行い、意識の向上を図る。

また、各部署において選定したテーマについては、職員一人ひとりが理解を深めるようにすることとし、ミーティング結果の質問等に対してはフォローアップを行う。

○実施状況

・第1回ミーティングは、職員は実際に地方整備局で発生したコンプライアンス違反事例を基にした「発注者綱紀保持」をテーマとし、期間業務職員は公務員倫理の観点から「物品の贈与」をテーマとして実施した（実施期間：職員 令和5年9月6日～10月5日、期間業務職員 令和5年5月24日～6月9日）。

・第2回ミーティングは、セルフチェックシートを用い、職員は「国家公務員倫理規程」・「発注者綱紀保持規程」・「入札談合等関与行為防止法」をテーマとし、期間業務職員は「服務」・「国家公務員倫理規程」をテーマとして実施した。（実施期間：職員 令和6年2月、期間業務職員 令和6年1月）

(4) リスク回避等マニュアルの機能検証とリスク対応の共有を図る体制の構築

【改定】

- ① 現行の「リスク回避等マニュアル」について、監視担当者等の整理を行うとともに、必要に応じて新規リスクを追加し、マニュアルの更新等を行う。
- ② 更新等を行ったマニュアルは、コンプライアンス推進室で集約・整理して各部署へ再度水平展開・共有し、各部署で更に活用する体制を構築する。
- ③ 各部署におけるリスク点検の実施及び点検結果に基づく必要な対応改善状況を確認するため、監査官が実施する一般監査等において監査項目に組み込み確認する。
- ④ リスク回避等マニュアルについては、コンプライアンス・ミーティングにおいても、その定着に向けた取り組みを実施する。

○実施状況

・類似していたリスク（事象）及び監視担当者の整理を行い、令和5年5月29日に「令和5年度更新版」として各部署へ展開・共有した。

・令和5年10月から12月にかけて実施した一般監査において、当マニュアルを活用したリスク点検の実施状況を確認した。

・コンプライアンス・ミーティング時にリスク回避等マニュアルの定着に向けた取り組みを実施した。

(5) コンプライアンス情報の提供【継続】

コンプライアンスに関する最新の事例等の情報を適宜、本局及び事務所に提供する他、開発建設部イントラネットに掲載して職員が常時閲覧できるようにするなど、コンプライアンスに関する意識の高揚に向けた取り組みを実施する。

○実施状況

・インターネット等で入手した公務員等による不祥事案を随時メールで情報提供した。

また、本局及び各事務所におけるコンプライアンスに関する取り組みをイントラネットに掲載し、コンプライアンス情報の共有を図った。

(6) 発注者綱紀保持マニュアルの周知等【継続】

① 「開発建設部発注者綱紀保持規程、同マニュアル」について、マニュアルのコンパクト版を利用した学習会やコンプライアンス・ミーティング等を通して職員に周知する。なお、新規採用職員等に対しては4月中に、年度途中に採用となった職員に対しては採用後速やかに発注者綱紀保持規程等の周知を図り、コンプライアンスに関する意識を認識させる。

② 各職員における発注者綱紀保持規程等の認識状況の確認や今後の取り組みの参考とするため、9月までにアンケート調査を実施する。

また、ミーティング実施後等において、セルフチェックシートによる職員の法令等の理解度の検証を行う。

○実施状況

・コンプライアンス・ミーティングや各種研修等において、「開発建設部発注者綱紀保持規程、同マニュアル」を活用し周知した。

・新規採用職員等に対しては、前述の新規採用職員等研修で発注者綱紀保持規程等の説明を行い、年度途中に採用となった職員に対しては、採用後、速やかに発注者綱紀保持規程等を説明し意識づけを行った。

また、第2回職員対象のコンプライアンス・ミーティングにおいて、セルフチェックシートを用い法令等の理解度を確認した。

(7) コンプライアンス通報窓口等の周知、適正な運用と一層の浸透【改定】

コンプライアンスに関する通報窓口への通報は、違反行為の未然防止や事態の深刻化を回避する正しい行為であること、また、通報した職員は不利益にならないことの周知を行い、通報しやすいものとするよう取り組む。

また、通報があった場合には、「職員による内部通報制度の事務処理フロー」等に基づき、適正な運用を図るよう、的確な対応を行う。

職員による的確な通報を誘導するために、年1回、「内部通報制度の事務処理フロー」に基づき、「内部通報訓練」を実施する。

通報制度に加え、端緒段階で不正の芽を摘み取るための相談体制の強化として、コンプライアンスに関するもののみならず、執務に関しての悩みや疑問等を円滑に相談できる「メール相談窓口」について、気軽に相談できるチャンネルとして周知を図る。

○実施状況

- ・コンプライアンス・ミーティングや各種研修において、通報制度の趣旨や適正な運用の重要性、特に違反行為の未然防止や事態の深刻化を回避する正しい行為であること、通報者が不利益にならないことなどを重点的に説明し、周知徹底に取り組んだ。
- ・通報窓口とは別に、職員がハラスメントや倫理関係、発注者綱紀保持など幅広く気軽に相談できるよう設置された「メール相談窓口」について、令和5年4月25日に全職員へ一斉メールにより周知するとともに、コンプライアンス・ミーティングや研修等の機会においても周知を図った。
- ・令和5年5月15日～26日に「メール相談窓口」を活用し職員を対象に「内部通報訓練」を実施した。訓練実施の際には報告書の記載例を示すなど、職員にとってより実践的な訓練となるよう配慮した。

(8) ハラスメント防止対策等【継続】

- ① ハラスメントを防止するため、各部署において、ハラスメント防止対策等のリーフレットを配付し、職員のハラスメントに関する基本的事項について知識を認識させる。
また、研修等において、全職員への啓発の取り組みを図る。
- ② 国家公務員ハラスメント防止週間において、全職員に対して防止対策や相談窓口、相談員等について十分に周知する。

○実施状況

- ・令和5年12月の国家公務員ハラスメント防止週間において、全職員を対象にハラスメントに関する「ミニ研修」を実施。併せてハラスメント防止対策等のリーフレットを配布し、職員への啓発を図った。
- ・同時期に全職員に対し「ハラスメント防止」に関するeラーニングの受講を案内するとともに、防止対策や相談窓口等について周知を行った。

4. 入札契約手続きの見直し及び情報管理の徹底等

(1) 不正が発生しにくい入札契約手続きの見直し【継続】

- ① 一部工事において、入札書と技術提案書の同時提出により、技術評価点漏洩の防止を図る。
- ② 入札・契約手続運営委員会、建設コンサルタント選定委員会及び技術審査会等で使用した資料は、会議終了後に即時回収することを徹底し、情報漏洩防止を図る。
- ③ 各種委員会で使用する資料は、「業者名のマスキングの徹底」により、入札参加業者名を知る者の数を限定し、情報漏洩防止を図る。
- ④ 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、両者の情報を知る機会や知る者の数を限定し、情報漏洩防止を図る。
- ⑤ リモートによる各種委員会で使用する資料については、閲覧者の限定や印刷

等ができないよう講じるものとし、また、資料の閲覧時間を厳格にするなど情報漏洩防止を図る。

○実施状況

- ・入札書と技術提案書の同時提出や各種委員会資料の終了後の即時回収、業者名のマスキングの徹底、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保等については、「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について（平成26年3月24日）」及び北海道開発局における発注業務に係る不正行為を踏まえての「入札・契約手続運営委員会等の審査資料における業者名等のマスキングの徹底について（令和3年11月17日）」に基づき実施した。
- ・リモートによる各種委員会で使用する資料についても、閲覧者の限定や印刷不可設定等により情報漏洩防止を図った。

(2) 情報管理の徹底【改定】

① 予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名などの機密情報に関する情報管理の責任体制やルールについて徹底する。

また、情報管理整理役職表を適切に更新し、情報管理責任者が少なくとも毎年度1回点検を行う。令和5年度においては、新たに業務発注に関する情報管理整理役職表を作成する。

② 機密情報が含まれる文書の保管に当たっては、電子データとして保管する場合にはアクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図るなど情報管理の徹底を図る。

③ 「情報セキュリティ教育（内閣府）」において情報取扱の周知を行い、情報管理の徹底を図る。

なお、テレワーク及び在宅勤務の実施にあたっては、情報漏洩等の発生につながることをないよう、適切な情報セキュリティ対策を実施していく。

○実施状況

- ・機密情報に関する情報管理の責任体制やルールを徹底するとともに、情報管理整理役職表を随時更新し、各情報管理責任者による点検を実施した。
- ・業務発注に関する情報管理整理役職表を作成した。
- ・「情報セキュリティ教育(e-ラーニング)（内閣府）」等を実施し、全職員が受講した。

(3) 談合業者に対する違約金加算対象の拡大【継続】

談合等不正行為があった場合の違約金加算（10%に5%を加算）の対象者を、談合の首謀者、あるいは一定期間内に繰り返し談合行為を行った業者まで拡大する対策については、継続して実施する。

○実施状況

- ・談合等不正行為のあった場合の首謀者等に対する違約金の引き上げについては、工

事請負契約書約款に定めようえで請負契約を締結している。

5. 事務所毎の応札状況の透明化・情報公開の強化【継続】

事務所ごとに年間を通じた応札状況について、ホームページで公表し、透明化・情報公開の強化を図る。

○実施状況

・事務所ごとの平均落札率、業者別年間受注額及び受注割合をホームページで公表し、応札状況の透明化及び情報公開の強化を図った。

6. 発注者綱紀保持の徹底

(1) 事業者等との適切な関係の確保【継続】

① 業界団体を通して事業者等に対し、当部の推進計画に基づく取り組みを各機会を通じて説明する。また、受注業者に対しては、発注者綱紀保持等の取り組みに対する協力依頼文書を契約時に配布する。

② 事業者等に対し、一般競争参加資格認定時の機会等に、発注者綱紀保持のパンフレットを配布して発注者の取り組みを周知徹底する。

また、執務室入口等に事業者等の執務室への自由な出入りが制限されている旨を掲示し、周知を図る。

③ コンプライアンス推進計画及び推進計画に基づく取り組み、発注者綱紀保持のパンフレットをホームページに掲載し、事業者等への周知を図る。

○実施状況

・各業界団体との意見交換会等での局幹部等の挨拶時にコンプライアンスに関する取り組みを説明している。また、受注業者に対しては、契約書交付時に「協力依頼文書」を同封して周知した。

・事業者等へ一般競争参加資格の認定時の機会等に「発注者綱紀保持パンフレット」を同封して周知した。

・入札参加希望者等へ入札説明書等ダウンロードシステムより「発注者綱紀保持パンフレット」を配布した。

・執務室入口等に事業者等の執務室への自由な出入りが制限されている旨を提示し、周知を図っている。

・開発建設部ホームページに「コンプライアンスの取り組み」を掲載し、事業者等への周知を図っている。

(2) 応接場所等の可視化【継続】

① 事業者等との応接については、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により行うことを職員に周知徹底する。

② 事務所の副所長室の相部屋化、大部屋化は副所長のいる全事務所において実

施済みであるため、これを維持し、更に可視化等の取り組みを進める。

○実施状況

- ・事業者等との応接等の可視化については、これまでの取り組みを継続している。
- ・一部事務所では、副所長の完全大部屋化を実施している。

(3) 外部からの不当な働きかけへの適切な対応の徹底【継続】

職員は、事業者等又は沖縄総合事務局開発建設部以外の内閣府職員若しくは他省の職員等から不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときは、毅然と対応するとともに、沖縄総合事務局開発建設部発注者綱紀保持規程第12条の規定に基づく対応を執るよう周知徹底を図る。

○実施状況

- ・令和5年度においては、不当な働きかけに該当すると思料される事案はなかった。
- ・各種研修等において、説明及び周知徹底を図った。

7. 職場全体のコミュニケーションの活性化【改定】

コミュニケーションの活性化による「風通しの良い職場づくり」を推進するため、各所属部署において、定期的に始業時や就業時を活用した職場内ミーティングなど、職員間の情報交換の機会を積極的に設ける。

また、小規模部署においては、職員が心理的に孤立しないよう、コミュニケーションの機会を定期的に設けるなどして、所長はじめ事務所幹部等に相談しやすい環境づくりを行う。

○実施状況

- ・本局各課・室及び各事務所において、会議等の機会を通じ職員間の情報交換の実施するよう周知し、各部署において実施中である。小規模部署においては、事務所幹部等に相談しやすい環境づくりを行っている。

8. 内部監査の実施【継続】

一般監査実施計画等に基づき、コンプライアンス取り組み状況や入札関係文書の管理等を監査事項とした内部監査を実施する。

○実施状況

- ・全事務所（出張所及び支所含む）を対象に、コンプライアンス推進計画における取り組み状況等について、令和5年10月から12月にかけて内部監査を実施した。
- ・一部の事務所においては、副所長等により出張所・支所を対象とした所内内部監査を実施していた。